

「にし阿波～剣山・吉野川観光圏整備計画（案）」について

1 目的

県西部の2市2町と徳島県は、平成20年10月の観光圏制度発足と同時に、四国で初の観光圏として認定を受け、3月末で3期目の計画期間が満了する。

このたび、国の新たな基本方針（案）や、これまでの取組の成果等を踏まえ、4期目となる観光圏整備計画を作成し、「世界に通用する競争力の高い観光地域づくり」を推進する。

2 計画の名称等

「にし阿波～剣山・吉野川観光圏整備計画」

○観光圏の区域 美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

○計画期間 令和5年4月～令和10年3月

3 基本戦略(1) インバウンド回復戦略

- ・大阪・関西万博を見据え、近隣DMOと連携した誘客促進
- ・欧米豪、アジアの国ごとの特徴を踏まえた戦略的な誘客活動

(2) 国内交流拡大戦略

- ・農泊エリアを核とするサステナブルツーリズムの推進

(3) 高付加価値で持続可能な観光地域づくり戦略

- ・DXによる旅行者や観光事業者の利便性向上
- ・GXである環境負荷が低い急傾斜地農法を活用した農泊推進

4 主な数値目標 <R元年実績> <R3年実績> <R9年>

- ・延べ宿泊者数(人) 229,738 ⇒ 146,980 ⇒ 237,000
- ・旅行消費額(円) 30,663 ⇒ 23,866 ⇒ 32,000

5 今後のスケジュール

- 3月中旬 観光圏整備計画を国に提出
- 4月上旬 観光圏認定の公表